行政書士による代理申請について

令和7・8年度甲府市競争入札参加資格審査申請に関して、行政書士による代理申請も可能です。

代理申請とは、申請者本人が申請代理人(行政書士)に申請手続きについての代理権を授与し、申請代理人が申請行為を行うことをいいます。

行政書士の方が代理申請を行う場合には、次の点にご注意願います。

1 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人(委任者)から申請代理人(行政書士)への委任状の提出が必要です。委任状は別添「委任状(代理申請用)」によることとし、正本を必ず提出してください。また、行政書士登録番号の確認のため、行政書士証票の写しを添付してください。

なお、委任状の日付は申請日から3か月以内のものとします。詳細は、別紙記載例を 参照してください。

2 申請書記載方法

代理申請する場合であっても、「入札参加資格審査申請書」、「委任状(委任先がある場合)」、「役員等名簿」、「誓約書」の押印欄は、全て申請者本人の代表者印が必要となります。

※「役員等名簿」: 紙による提出の場合のみ。電子提出の場合、役員等名簿の紙面での 提出は不要。

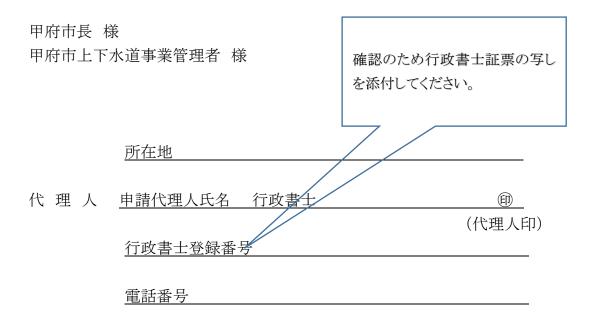
3 その他

従来の代行申請(申請書の記名押印が申請者本人で、申請書提出を本人に代わって行う、従来から行われていた申請方法。)も可能です。この場合、「委任状(代理申請用)」の提出は不要です。また、代理申請、代行申請いずれの場合も申請書の右下に行政書士の連絡先を記載してください。

※行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士の方に限られていますので、ご注意願います。

記載例

委任状



私は、上記の者を代理人と定め、令和7·8年度入札参加資格審査申請書の作成、 補正及び申請に係る一切の権限を委任します。

